

## 龍谷大学校友会 三重県支部会則

(名称)

第1条 本会は、龍谷大学校友会三重県支部とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、四日市市川島町 3066 内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、三重県に在住する龍谷大学校友会会員をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 年一回の総会、親睦会、講演会などの開催。
- (2) 会報、会員名簿、機関紙などの出版物の刊行。
- (3) 校友会本部および、龍谷大学が行う事業への協力。
- (4) その他、必要な事業。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計担当理事 1名
- (6) 相談役 若干名

(役員を選出)

第7条 支部長および監事は、総会において会員の中から選出・承認する。

前条の第2号および第4号、第5号、第6号の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計監査にあたる。
- (4) 理事は、支部長を補佐し、会務の補助を行う。
- (5) 会計担当理事は、財務を担当する。
- (6) 相談役は、支部長の諮問に答え、又は会議に出席し意見を述べることができる。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費・寄付金および、その他の収入をもってあてる。

- (1) 年会費は、2,000円とする。
- (2) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第10条 この会則の変更は、総会の決議によるものとする。

※ 付則

この会則は、2005年1月22日から施行する。

改訂 2007年5月26日

改訂 2017年4月1日

改訂 2019年4月1日